

# 大分県土砂等のたい積行為に関する条例及び施行規則の一部改正について

## 1. 関係する法改正等の概要

(背景) 令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し、  
大規模な土石流災害が発生 → 甚大な人的・物的被害

盛土等による災害から国民の生命等を守るため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」とし、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制

日本産業規格JIS K 0102(工場排水試験方法)がJIS K 0101(工業用水試験方法)と統合し、JIS K 0102(工業用水・工場排水試験方法)として分冊化されたことに加え、新たな分析方法が導入されたため環境省が測定方法を定める告示を改正する

## 2. 条例改正の概要

「大分県土砂等のたい積行為に関する条例」の目的の1つである、盛土等による災害発生の防止については、盛土規制法の目的と重複することから、関係する規定を削除し、土壤汚染・水質汚濁の防止に係る規定を残す改正を行うとともに、その他必要な修正等を行う

- 目的や禁止行為から災害防止に関する規定を削除
- 特定事業の許可基準等から構造に関する規定を削除
- 常用漢字表への追加に伴い「たい積」を「堆積」に改正
- 土壤汚染に係る基準を「安全基準」としていたが、「土砂基準」に名称変更
- 盛土規制法（以下「法」という）の区域指定前から行っている特定事業については、引き続き、改正前の構造基準等を適用

ただし区域指定後、特定事業の計画を変更することにより法の許可対象となり、法に基づく構造基準がかかる特定事業については、改正後の土砂条例を適用

## 3. 施行規則の主な改正内容

- 構造に関する基準、書類の添付を削除
- 軽微変更の届出でよい土砂等の量の変更については、土砂等の量を減少させ面積の変更を伴わないものに限っていたが、土砂等の量と面積が増大しないものに変更
- たい積行為から除外する行為に、土壤汚染対策法の汚染土壤処理施設等を追加
- 一部の様式を変更
- 立入検査における身分証明書に環境省の統合様式の使用を可能とする
- JIS分冊化に伴う環境省告示改正により、別表第1、別表第2の測定方法を変更

＜土砂条例、盛土規制法比較表＞ ※下線部今回改正により削除

	土砂条例	盛土規制法
施行日	H18.11.1	R5.5.26
目的	盛土等による土壤汚染・水質汚濁の防止及び <u>災害の発生の防止</u>	盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止
規制区域	県内全域	県内全域
許可対象	事業区域外の場所から採取された土砂等を使用した3,000m <sup>3</sup> 以上のたい積行為	<p>【宅地造成等工事規制区域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>盛土で高さ1m超の崖</li><li>切土で高さ2m超の崖</li><li>盛土と切土を同時にい2m超の崖</li><li>盛土で高さ2m超</li><li>盛土または切土の面積500m<sup>2</sup>超</li></ul> <p>【特定盛土等規制区域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>盛土で高さ2m超の崖</li><li>切土で高さ5m超の崖</li><li>盛土と切土を同時にい5m超の崖</li><li>盛土で高さ5m超</li><li>盛土または切土の面積3,000m<sup>2</sup>超</li></ul>
構造に関する基準	有	有
土壤汚染・水質汚濁に関する基準	有	無

## 4. 施行

令和7年4月1日 別表第1及び別表第2（環境省告示施行日）  
令和7年5月1日 その他の箇所（盛土等規制法の県の運用開始日）  
※令和7年5月1日より前から事業を行っている場合は、引き続き  
改正前の条例の構造基準等が適用されます。